

# 福島県立会津高等学校 生徒心得

## 規 律

### 1. 校内生活

始業時までには登校する。遅刻した場合は入室許可証を学級担任または授業担当教師に提出する。ただし、列車・バス遅延の場合はその限りでない。

無断で校外に出ない。やむを得ない事情がある場合は担当教師から外出許可証を得て外出する。

事故や傷病などやむを得ない事情により欠課または早退する場合は学級担任に届け出る。

学校内で事故が生じた場合は、速やかに担当教師に届け出る。

休日・休業日、放課後などに校舎、校具を使用する場合は、担当教師の指示のもとで使用し、校具の取扱いは慎重に行う。

掃除は責任をもって行う。終了後は担当教師に確認を受ける。

冬季期間は火気取扱いに注意する。

諸提出物の期日は厳守する。

所持品には自己の学年、組、氏名を明記し、管理に責任を持つ。

校内において展示、貼紙、陳列、配布する場合は、あらかじめ生徒指導部担当教師の許可を受ける。

遺失物、拾得物は直ちに担当教師に届け出る。

生徒相互の物品、金銭の貸借は避ける。

### 2. 校外生活

通学の際は、制服を着用する。外出の際には高校生としての品位と節度を保って行動する。

飲酒、喫煙は絶対にしない。また生徒として好ましくない場所には出入りしない。

夜間外出は避け、保護者の同伴がない場合は22時までとする。

登山、旅行、外部の催し物への参加などはあらかじめ生徒指導部担当教師に届け出て許可を受ける。

アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭の事情等で止むを得ない場合では、学級担任に相談し、指示を受ける。

交通ルールを遵守し、列車やバスの乗車マナーの向上に努め、自転車通学者においては、傘差し、2人乗り、並列走行、イヤフォン・ヘッドホン装着などの禁止事項を堅く守る。

運転免許取得は認めない。ただし、進路先で必要な場合は、進路確定後に許可を受ける。

通学時に交通事故にあった場合は、直ちに学級担任または生徒指導部担当教師に連絡する。事故の対応については、生徒手帳の裏表紙にある「緊急事対応マニュアル」にしたがって適切な対処をする。

### 3. 服 装

男子の制服は黒色の詰襟学生服に所定のボタンをつけ、右襟に校章、左襟に学年章をつける。清潔感のある服装を心がける。夏期(6月1日～9月30日)には上衣を着用しなくともよい。

女子の制服は指定服とする。清潔感のある服装を心がける。夏期(6月1日～9月30日)には、本校指定の夏服を着用する。

異装を必要とする場合は、生徒指導部担当教師に届け出て許可を受ける。

頭髮の脱色および染色・化粧は認めない。ピアス・ネックレスなどの装飾品は身につけない。

服装に関するその他の規定については、細則を別に定める。

#### ○ 服装規定細則

##### 1. タイツについて

- ・色は黒のみ。
- ・柄は無地。

##### 2. 中間着等について

・気候・室温等に適応した学校指定の中間着の着用を認める。また、盛夏時には学校指定のポロシャツの着用を認める。

##### 3. 着こなしについて

・学校の規定に合った制服の着こなしをする。(校内外を問わない)

##### 4. その他

身分証明書及び学而手帳は常時これを携行する。身分証明書の提示を求められた場合は、必要に応じて提示する。